

規制シート

(別紙1)

200196201000001

平成26年12月10日

規制の名称	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	所管府省	環境省
根拠法令等	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律100号)、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 室長 眞先正人
規制目的	特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	指定地域内で一定規模以上の井戸から冷暖房用・水洗便所用等の地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要。指定地域ごとに、採水深度や揚水設備の許可基準を定めている。	関連する予算	地盤沈下等水管理推進費(平成26年度予算16百万円)
規制の最近の改廃経緯	10年以上改正なし (最終改正平成12年5月31日)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	地盤の沈下の防止に資するため	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	5年(http://www.env.go.jp/other/law_minaoshi/090331.pdf)		
次の見直し時期	平成29年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>